

議案第230号

福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正等に伴い、事業者障がい者に対する合理的配慮の提供を義務づける等の必要があるによる。

福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例

福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成30年福岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第7号中「情報」の次に「（高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じて得られる情報を含む。以下この号及び次条第6号において同じ。）」を、「権利」の次に「並びにその必要とする情報を十分に取得し、又は利用し、及び円滑に意思疎通を図ることができる権利」を、「対しては」の次に「、情報の取得又は利用」を加え、同条第8号中「女性である障がい者」を「女性又は性的マイノリティ（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められる者をいう。以下同じ。）である障がい者」に改め、「加えて女性」の次に「又は性的マイノリティ」を加える。

第7条中「次条第1項」を「次条」に、「第21条第3号」を「第21条第1項第3号」に改め、同条第3号ア中「客観的に」を「必要と認められる適切な指導又は支援が行われないことについてやむを得ない理由がある場合その他の客観的に」に改め、同条に次の1号を加える。

(8) 客観的に合理的な理由がある場合を除き、障がい者を理由として、スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行うことを拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付すること。

第8条第1項中「市」の次に「及び事業者」を加え、同条第2項を削る。

第9条の見出しを「(情報の収集、啓発活動等)」に改め、同条第2項中「、障がい者及び」を「及び障がい者並びにこれらの多様な特性並びに」に改め、「ための」の次に「計画的な」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項中「、障がい者及び」を「及び障がい者並びにこれらの多様な特性並びに」に改め、「ために」の次に「計画的に」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市は、障がい者を理由とする差別及びその解消のための取組みに関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

第11条第1項中「ための」の次に「人材の育成及び確保のための措置その他の必要な」を加え、同条第2項中「当たっては」の次に「、障がい者の権利擁護の視点を踏まえつつ」を加える。

第12条中「合理的配慮をすること」を「障がい者を理由とする差別の解消」に改める。

第17条中「第7条」の次に「又は第8条」を加える。

第21条第1項第3号中「第8条第1項」を「第8条」に改める。

第22条第2項中「並びに福祉」を「、福祉」に改め、「有する者」の次に「並びに公募に応募した者」を加える。

第23条を次のように改める。

(部会)

第23条 推進会議に、次に掲げる事務を行わせるため、相談部会を置く。

- (1) 第11条第1項の体制及び障がい者を理由とする差別に関する相談への対応のあり方を検討すること。
- (2) 個別相談及び相談部会の委員が属する団体に対する障がい者を理由とする差別に関する相談について、解決を図るために分析及び助言を行うこと。
- (3) 第21条第1項第3号に掲げる事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障がい者を理由とする差別に関する相談に係る事項について検討すること。

- 2 前項の相談部会の決議（同項第3号に掲げる事務に係るものに限る。）は、これをもって推進会議の決議とする。
- 3 第1項の相談部会のほか、推進会議は、必要に応じて、その他の部会を置くことができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。